

## 平成28年度事業計画書

### 1. 基本方針（事業目的）

当法人会は、法人会の理念の下、「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、活動の更なる充実に努める。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに、法人会活動の活性化のため、会員増強及び会財政の健全化についても一層力を注ぎ、諸施策に取り組む。

### 2. 主要な事業計画

- (1) 地域社会、地域企業の活力ある発展への支援活動の推進
- (2) 公益社団法人制度に対応した事業活動の推進
- (3) 納税意識の向上と税知識の普及活動の推進
- (4) e-Tax・eLTAXの普及推進
- (5) 組織の充実・強化（会員増強・退会防止）
- (6) 税制に対する調査研究と要望活動の推進
- (7) 税務を中心とした研修会を本部、地区、部会で開催
- (8) 広報誌の発行・ホームページの更新管理、一般市民に対しての広報活動の推進
- (9) 福利厚生制度の充実
- (10) 財政基盤の強化
- (11) 社会貢献活動の充実
- (12) 地区、委員会、部会活動の充実・強化
- (13) 関係機関との連絡協調

### 3. 各事業活動

#### (1) 税知識の普及を目的とする事業（公1-1）

- 1) e-Tax（国税電子申告・納税システム）・eLTAX（地方税ポータルシステム）に関し、研修会、広報を通じて普及を図る。（本部・地区・委員会・部会）
- 2) 年末調整説明会を開催する。（税制委員会）
- 3) 税制研修会を開催する。（地区）
- 4) 税制研修会を年2回開催し、税知識に関する研修会を開催する。（税制委員会）
- 5) 新設法人説明会、決算法人説明会を開催する。（税制委員会）
- 6) 税務指導記帳相談会を実施する。（税制委員会）
- 7) せたがや環境フェスタ2016・せたがやふるさと区民まつり・せたがや産業

フェスタ2016に参加し税知識の啓蒙を図る。(事業研修委員会・地区・青年部会)

- 8) 全法連主催のセミナーに参加する。(税制委員会)
- 9) 世田谷税務署管内の小学生へ租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」を開催する。(女性部会)

## **(2) 納税意識の高揚を目的とした事業 (公1-2)**

- 1) 役員、会員、一般市民に e-Tax・eLTAX の普及を図る。(本部)
- 2) 確定申告時、世田谷税務協議会の構成メンバーとして税務署への支援を通じ、一般市民に早期納税推進を図る。(総務委員会・広報委員会・青年部会)
- 3) 楽市楽座・祖師谷フェスタ・三茶大道芸・サンバフェスティバル等に参加し租税 PR 活動を行う。(地区)
- 4) 広報誌として「けやき」(世田谷法人会報誌)を年4回発行し、情報の伝達を図る。世田谷法人会の会員及び一般市民に対しての広報活動を積極的に推進する。(広報委員会)

## **(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公1-3)**

- 1) 平成29年度税制改正要望の取りまとめを行う。(税制委員会)
- 2) 平成29年度税制改正に関するアンケートを実施する。(税制委員会)
- 3) 全法連主催の税制改正要望全国大会(長崎大会)に参加する。(総務委員会)
- 4) 世田谷区長及び世田谷区議会議長、地元国会議員へ税制改正、行政改革の推進に関する要望書を提出する。(税制委員会)
- 5) 「税制改正大綱のあらまし」について、研修会を開催する。(税制委員会)
- 6) 全国大会に参加する。(青年部会・女性部会)

## **(4) 地域企業の健全な発展に資する事業 (公2-1)**

- 1) 法律相談、税務相談室を運営・管理する。(税制委員会)
- 2) 各種経営研修会・講演会・ビジネス研修会を開催する。  
(事業研修委員会・地区・部会)
- 3) パソコン教室を開催する。(地区)
- 4) 研修会を開催する。(地区)

## **(5) 地域社会への貢献を目的とする事業 (公3-1)**

- 1) 地域住民参加型の社会貢献事業に参加する。  
太子堂ふれあい祭り・太子堂こどもマラソン・せたがや産業フェスタ2016等(地区・青年部会)
- 2) 高齢者施設へ民謡の慰問に行く。(女性部会・同好会)

**(6) 会員の交流に資するための事業 (他一1)**

- 1) 「新年の集い」を開催する。(厚生委員会)
- 2) 地区、部会ごとに施設見学会・研修会・懇親会・忘年会を開催する。  
(地区・青年部会・女性部会)
- 3) 世田谷税務協議会の事業(納税表彰式等)に参加する。(総務委員会)
- 4) 懇親旅行を年1回実施する。(厚生委員会)
- 5) ボウリング大会を年1回実施する。(厚生委員会)
- 6) 同好会を補助する。(厚生委員会)
- 7) 受託保険会社との共催による各種保険のPR及び加入勧奨推進し、各保険のより一層の利用を図る。(厚生委員会)
- 8) 共済制度の普及に努める。(厚生委員会)

**(7) 会員の福利厚生等に資する事業 (収一1)**

- 1) 会員各位の健康維持及び増進を図るため、年2回生活習慣病検診(有料)を実施する。(厚生委員会)

**(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業 (法一1)**

- 1) 会員増強運動は9～11月を増強月間として推進する。(拡大組織委員会)
- 2) ホームページの内容の充実と適時の更新を図り、対外広報活動を推進する。  
(本部)
- 3) 各地区・各委員会・部会の役員会を開催する。(本部)
- 4) 各地区・部会の年次報告会を開催する。(本部)
- 5) 全法連・東法連主催の研修会・講演会・部会・委員会・理事会へ参加する。  
(本部)
- 6) 「税のしるべ」を事務局に常備する。(総務委員会)
- 7) フォローアップセミナーを開催する。(拡大組織委員会)